

# 政治家の寄附は禁止、有権者が求めることも禁止されています

玉村町選挙管理委員会（総務課）

☎(64)7712

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されています。また、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも禁止されています。寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

- ①政治家の寄附の禁止
- ②政治家に対する寄附の勧誘要求の禁止

- ③政治家の関係団体の寄附の禁止
- ④政治家の後援団体の寄附の禁止

- ⑤年賀状等の挨拶状の禁止（答礼のための自筆によるものを除く）
- ⑥あいさつを目的とする有料

広告の禁止  
（⑤以外の項目で処罰されると公民権停止の対象となります。）



## みんなで徹底「三ない運動」

政治家は寄附を ➡ **贈らない!**

有権者は寄附を ➡ **求めない!**

政治家から寄附を ➡ **受け取らない!**

次のものも、政治家の寄附禁止の対象となります。

- お中元・お歳暮
- お祭りへの寄附・差し入れ
- 地域の運動会・スポーツ大会への飲食物等の差し入れ
- 葬儀の花輪・供花
- 落成式、開店祝等の花輪
- 入学・卒業祝
- 病気見舞
- 町内会の集会・旅行等の催物への寸志・飲食物の差し入れ
- 秘書などが代理で出席する場合の結婚祝

# 屋外広告物美化キャンペーンを実施します

伊勢崎土木事務所施設管理係 ☎(25)4010

9月1日～9月10日は国土交通省が定める「屋外広告物適正化旬間」となっています。

群馬県では、それに合わせて9月1日～9月30日を屋外広告物美化キャンペーン期間として、違反簡易広告物の除却作業や違反広告物の是正指導など、屋外広告物の適正表示に向けた取り組みを重点的に実施します。

住民の皆さんも、無断で自宅の塀に表示されている広告物や道路上に設置されている広告物など、違反広告物と思われるものを見つけた場合は、伊勢崎土木事務所施設管理係までご連絡ください。

## ○屋外広告物にはルールがあります

広告板、立看板などの屋外広告物は、情報発信やまちにぎわいを創出する重要な広告媒体ですが、無秩序に設置されるとまちの景観を損ねたり、また、適切な管理がなされていないと、人々に危害を及ぼしてしまう場合があります。

す。

群馬県は屋外広告物条例を制定して、屋外広告物が表示できる地域や物件のほか、広告物の表示面積や高さなど、屋外広告物に関するルールを定めています。玉村町で屋外広告物を表示するためには、群馬県屋外広告物条例に従って、原則、許可を受けることが必要です。（小規模な自家広告物など、一部の例外を除く）許可申請窓口は、伊勢崎土木事務所です。

屋外広告物を表示する際は、ルールを守って、適正な屋外広告物の表示をしましょう。

## ○違反広告物の表示には罰則があります

条例に違反した広告物を表示した場合には、勧告や措置命令が行われることがあります。群馬県では、平成29年4月から勧告に従わない場合に、氏名を含む違反事実を公表することができる氏名公表制度を導入しました。悪質な違反の場合には、罰金刑などの罰

則もあります。

屋外広告物に関する基準や許可の申請方法については、群馬県のホームページからも確認できます。ホームページ上に「屋外広告物の手引き」も掲載していますので、ご参照ください。

広告物の種類（イメージ）

